

## 「野生のきのこ類」の安全確認について

- 野生のきのこは有毒なものがあります。  
知らないきのこは採ったり食べたりしないでください。
- 野生きのこは、放射性物質の影響を受けやすいと言われおり、基準値超過により、現在も以下の7市町村で出荷制限が要請されています。  
(沼田市、安中市、長野原町、嬭恋村、高山村、東吾妻町、みなかみ町)  
※県内の出荷制限、出荷自粛等の最新情報は、県ホームページで確認してください。  
なお、隣県においても多くの地域で出荷制限・自粛区域があります。
- 自家消費する場合  
食品の基準値(100Bq/kg)を超える放射性物質を含んだものを食べないように注意してください。(市町村によって、自家消費を目的とした食品検査を実施していますので確認してください。)
- 流通・販売を目的に採取する場合  
必ず、出荷単位ごとに放射性物質の検査をし、基準値以下であることを確認してから出荷、販売して下さい。  
出荷制限や、出荷自粛が要請されている区域で採取されたものについては、放射性物質が基準値以下であっても流通・販売はできません。
- その他  
野生きのこを採取する場合は、土地所有者の承諾を得てから採取してください。

問い合わせ先			
県庁林業振興課	027-226-3234	渋川森林事務所	0279-22-2763
西部森林環境事務所	027-323-4021	藤岡森林事務所	0274-22-2253
富岡森林事務所	0274-62-1535	吾妻森林環境事務所	0279-75-4611
利根沼田森林環境事務所	0278-22-4481	桐生森林事務所	0277-52-7373